

助成金施工仕様書

総則

- 1 道路拡幅整備を伴わない工事(「空洞ブロック塀撤去工」「フェンス撤去工」「樹木移植工」だけの工事)は、助成金施工の対象としない。
- 2 助成金は、助成金一覧表に記載されている工種を対象とする。
- 3 各工事種別の構造図は、構造図集のとおりとする。
- 4 助成金申請以前に下記のものを用意し、事前協議を行うものとする。
 - 1) 現地の後退位置(または道路中心位置)と現状について説明ができる写真
 - 2) 既存の雨水桝および汚水桝の設置位置と個数が説明できる写真
 - 3) 「空洞ブロック」「フェンス」がある場合は、高さや延長が説明出来る写真
 - 4) 幹回り15cm以上の樹木がある場合は、本数を説明できる写真
 - 5) 記載例を参考にして作成した平面図および見積書助成金施工の事前協議先:土木部施設管理課拡幅整備係
- 5 境界標杭設置工は、既存の区境界標を一時的に撤去及び復旧する必要がある場合に適用するものとする。境界の座標は土木部施設管理課施設係に事前確認を要する。

施工

- 1 助成金一覧表の番号3～16は、舗装切断を含むものとする。
- 2 舗装版復旧については、公道の場合は厚さ10cm、私道の場合は厚さ5cmのアスコン仕上げとする。
- 3 マス口および既設の陶管受け口については特殊接着ボンドで充填するものとし、接続状況を撮影した写真を提出するものとする。
- 4 取付管接続状況を撮影した写真を提出するものとする。
- 5 境界標杭施工は、区指定杭を基本とし、杭設置できない箇所はプレート型を使用するものとする。
- 6 重機運搬工を計上する場合は、事前に区と協議するものとする。